

## 特定非営利活動法人福岡子どもホスピスプロジェクト 給与規程別表

職員給与規程第5条の給与の決定にあたっては、下記算出根拠・資料を参考として理事長が決定する

### < 専門職 >

算出根拠

- 1 月額報酬は  $A \times B \times C$  で算出
- 2 Bについては、上位学位の内容などを勘案して1.05～1.2の範囲内で決定
- 3 Cについては、業務内容・関連性などを勘案して0.02～0.05の範囲内で個々に決定
- 4 賞与は原則支給しないか、もしくは、上記の方法で計算した年額の範囲内で按分する

A	B	C
大卒初任給（注）	修士課程等	業務経験

月額初任給 1.05～1.15      1+年数  $\times$  0.02～0.05

注：厚労省の最新統計に従う（参考：令和元年度は210,200円）

### < 事務職 >

Doda(求職情報誌) が公表する職種別年収の内「事務/アシスタント」等を参考とする  
[平均年収ランキング \(職種別の平均年収/生涯賃金\)](#)